



商工びほろ

第163号

発行所
美幌商工会議所
美幌町仲町1丁目44
TEL:073-5251・FAX:73-5253
E-mail: bhorocci@muratasystem.or.jp

第90回臨時議員総会開催 会頭に若林輝彦氏再任される

去る11月1日、美幌経済センターにおいて臨時議員総会を開催し、任期満了に伴う役員改選を行い、若林輝彦会頭、山本和則・久山邦徳両副会頭が再任され、専務理事には、佐藤隆氏が再任されました。新たに選任された役員・議員の方々は左記の通り。(議員名は50音順)



- 会頭 若林輝彦 (有かつや)
- 副会頭 山本和則 (株ダイイチ)
- 副会頭 久山邦徳 (株久山商店)
- 専務理事 佐藤隆
- 常議員 後藤哲也 (株三共後藤建設)
- 永澤則次 (株ながさわ)
- 横山喜義 (株四ツ輪工業)
- 古館繁夫 (有古館板金工業所)
- 長岡敬幸 (有マリモ)
- 宮田博行 (株宮田建設)
- 大西均 (有大西燃料店)
- 菅原雅之 (菅原税理士事務所)
- 中川寿一 (三星運輸)
- 永江宣文 (クレードル食品)
- 熊谷政博 (網走信用金庫)
- 田村博昭 (美幌貨物自動車)
- 福田孝俊 (有ふくた)
- 石澤信勝 (株電建)
- 松田寿夫 (株岡木材店)
- 有岡功則 (有岡木材店)
- 池 功司 (有シルバースポーツノア)
- 猪本美行 (有猪本製作所)
- 上西 恵 (株ウエニシ)
- 大井正行 (株大井機販)
- 太田良知 (日本甜菜製糖)
- 大西 栄 (株大西パン店)

- 大沼剛 (聖太建設)
- 大野江二 (大野種苗生産販売)
- 小形明 (有ミント総合企画)
- 乙武俊広 (有北新電設)
- 川口常夫 (株生駒楽器)
- 佐藤一雄 (株ソフトコーポレーション)
- 鈴木康司 (有スズキ電器)
- 平康司 (株北洋銀行)
- 高橋清文 (株オホーソック設備)
- 谷 政則 (株ミートテック)
- 種田善夫 (有種田工務店)
- 田村栄治 (株田村精肉店)
- 中村仁郎 (有中村商店)
- 蓮井博文 (株蓮井鉄工所)
- 林 真男 (有こうりん)
- 広岡昭雄 (有ひろおか)
- 前田祐輔 (有前田商店)
- 味噌一郎 (有味噌精肉店)
- 三坂重弘 (有青葉荘)
- 宮野孝司 (有北見信用金庫)
- 森 英樹 (株寿しの竹ちゃん)
- 山本秀幸 (有山本電器商会)
- 山中敏文 (有さんけん)
- 横山直樹 (株横山土建)

平成22年度商工従業員表彰式 ~65名が受賞~

来る11月25日、美幌経済センターにおいて平成22年度商工従業員表彰式を午後6時より挙行政致します。この表彰式は、永年の勤務を通じて商工業の発展に貢献されている町内会員事業所に勤務している勤続5年以上の方々を表彰するものです。また、勤続20年以上の方は、美幌町からも表彰されます。受賞者は次の方々です。

- 【勤続40年以上】(1名)
今尾清市(重林機)
- 【勤続35年以上】(3名)
佐野 好、田中周二(三共後藤建設)・前原清文(横山土建)
- 【勤続30年以上】(10名)
竹下正一、佐藤晃司、森谷正博(三共後藤建設)・漆原謙二(聖太建設)・河村政敏、菊池義信(重林機)、高橋敏雄、中嶋 忠(美幌自動車学校)、影山秀子(ビホロサッシ工業)・田中幸雄(横山土建)
- 【勤続25年以上】(6名)
横山文昭、柴田博之、宍戸義也(三共後藤建設)・渋谷 博(北土緑化)、羽田保男、伊藤 力(重林機)
- 【勤続20年以上】(7名)
佐藤博子(聖太建設)・内田好次(美幌運送)・加藤真二(横山土建)、室田隆吉、保科 浩、松田忠博、南部修司(三共後藤建設)
- 【勤続15年以上】(15名)
長峰 譲、土屋大輔、古川高幸、大江政幸(三星運輸)・高橋道生、堀 賢二(三共後藤建設)・大田高志(重林機)・菅原克浩、柏葉智幸(美幌自動車学校)・丹羽 治、日並豊子(聖太建設)・阿部伸実(芙蓉建設)・佐藤政子(宮田建設)・坂本秀生(横山土建)、樋口睦美(久山商店)
- 【勤続10年以上】(6名)
小川良雄、新妻安博(重林機)・城 昌裕、山岸武広(美幌運送)・高城信二(聖太建設)・三平廣幸(宮田建設)
- 【勤続5年以上】(17名)
小原克司、菅野 純、山内雅美、佃 麻奈美(北土緑化)・佐藤昭二、渋谷武光(重林機)・佐々木鉄次(タイセイ電器)・常松 献(美幌運送)・下澤利則、千葉 拓(ポデーショップビホロ)・荻原友香里(久山薬局)・倉本徳美、水上 淳、但野 玲(横山土建)・菅原 聡(芙蓉建設)・長嶋幸雄(宮田建設)、茂手木敏夫(久山商店)

『個人事業主の「共同経営者」も加入の対象となります』
 共済加入対象者が、個人事業主の配偶者や後継者など「共同経営者」まで拡大されます。(2人まで。個人事業主の親族でなくても「共同経営者」であれば加入できます。)

※共同経営者とは、以下の①・②の両方の条件を満たしている方々です。

- ①「事業の経営において重要な意思決定をしていること、又は事業に必要な資金を負担していること」
 ※①の例・資金の新規確保の際に、決定の場に参加している。
 ・事業資金の借入れに際し連帯保証人や保証人であること など
- ②「事業の執行に対する報酬を受けていること」を条件とします。

【改正のポイント】

- 共済に加入した共同経営者の掛金は税法上、全額が所得控除の対象となります。
- 受取ることのできる共済金も税法上、一括受け取りの場合は退職所得扱い、分割受け取りの場合は公的年金等の雑所得扱いとなります。

平成23年1月より受付開始
小規模企業共済制度が充実します！

~日本政策金融公庫~ 小規模事業者経営改善資金(無担保無保証人)のご案内

| | |
|---------|---|
| 融資対象 | 1 最近1年以上町内で事業を営んでいること 2 常時使用する従業員数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)であること 3 商工会議所の“経営指導”を6ヵ月以前から受けていること 4 納期限の到来しているすべての税金を完納していること 5 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の非対象業種でないこと |
| 融 資 額 | 1,500万円以内 |
| 返済期間 | 運転資金 7年以内 (据置期間1年以内) 設備資金 10年以内 (据置期間2年以内) |
| 利率(年利%) | 1.85% (11月11日現在) |
| 必要書類 | ・決算書(控) ・確定申告書(控) ・納税を証明できる書類(所得税・法人税・事業税・道町民税) ・履歴事項全部証明書(法人の場合) ・見積書(設備資金の場合) ・営業確認書類(請求書・領収書など) その他必要に応じ、上記以外の書類を提示願う事があります。 |

※設備資金について、平成23年3月末までの取扱いは融資後2年間、貸付利率が0.5%引き下げられます。

土曜日も「相談」に応じます

当所では隔週の土曜日を相談日として開所しています。
 開所時間は午前8時45分から正午までで、各種相談に応じていますのでお気軽にご相談下さい。
 尚、今月は20日、12月は4日・18日を相談日として開所致しております。
 (問合せ先 ☎73・5251)

必ずチェック最低賃金！使用者も労働者も

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道最低賃金(地域別)が次の通り改正されました。

最低賃金額 時間額 691円

◇効力発生日/平成22年10月15日
 ※最低賃金には、精捨勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外割増賃金は算入されません。
 ※最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
 厚生労働省・北海道労働局・労働基準監督署(支署)